○広島司法書士会業務広告に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、広島司法書士会会則（以下「会則」という。）第８７条、司法書士倫理第１６条に基づき、広島司法書士会会員（司法書士法人を含む。以下同じ。）の業務広告（以下「広告」という。）に関する品位の保持に必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の定義）

第２条　この規則における広告とは、会員が口頭、文書、放送、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

（禁止される広告）

第３条　会員は、次の広告をすることができない。

（１）事実に合致していない広告

（２）誤導又は誤認のおそれのある広告

（３）誇大又は過度な期待を抱かせる広告

（４）困惑させ、又は過度な不安をあおる広告

（５）特定の司法書士又は司法書士法人の事務所と比較した広告

（６）法令、司法書士倫理又は会則等に違反する広告

（７）司法書士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

（表示できない広告事項）

第４条　会員は、次の事項を表示した広告をすることができない。

（１）訴訟事件の勝訴率

（２）顧問先又は依頼者　ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。

（３）受任中の事件又は過去に取扱い若しくは関与した事件　ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されずかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

（ウェブサイトを利用した広告）

第４条の２　会員は、ホームページ、ブログ等の情報通信回線を利用したウェブサイト（以下「ホームページ等」という。）の開設者（以下「開設者」という。）に広告を依頼する場合、次に該当するときは広告を行ってはならない。

（１）会員が開設者又は開設者が指定する第三者（以下、併せて「開設者等」という。）に対し、正当な広告掲載料金以外の金銭その他の対価（以下「金銭等」という。）を支払うものであるとき

（２）ホームページ等を閲覧した者（以下「閲覧者」という。）が開設者等に対し、開設者等が司法書士を紹介することに関し、金銭等を支払うものであるとき

（３）開設者等が閲覧者と司法書士との間における正常な報酬の決定・事件の処理等、司法書士の業務及びその付随業務に関与できるものであるとき

（４）その他ホームページ等に広告を行うことにより、法令、司法書士倫理又は会則に違反する

おそれがあるものであるとき

（訪問等による広告）

第５条　会員は、面識のない者（現在及び過去の依頼者、友人、親族並びにこれらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）業務の依頼を希望する者から請求があった場合

（２）公益上の必要があるとして所属司法書士会の承認を得た場合

（３）事業所内においてその事業に従事する者に対して行う場合

３　会員は、面識のない者に対し、電子メールによる広告をしてはならない。ただし、その者の承諾を得、かつその者が受領を拒むことができる仕組みを有する場合はこの限りでない。

４　会員は、広告物の路上配布、ポスティング、違法な掲示等、法令に違反する方法を用いてする広告をしてはならない。

（特定の事件の勧誘広告）

第６条　会員は、特定の事件の当事者及び利害関係者で面識のない者に対して、郵便又はその他これらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。

（有価物等供与の禁止）

第７条　会員は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して、又はこれを約して広告をしてはならない。

（第三者の抵触行為に対する協力禁止）

第８条　会員は、第三者が会員の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

（広告をした会員の表示）

第９条　会員は、広告中に事務所所在地又は所属司法書士会及び氏名（司法書士名簿に職務上の氏名の記載を受けた会員はその職務上の氏名）並びに司法書士であることを表示しなければならない。

２　法人会員は、広告中に、事務所所在地又は所属司法書士会及び名称を表示しなければならない。ただし、複数の事務所を有する法人会員においては、本会に登録した事務所を１カ所表示すれば足りる。

３　会員が、他の会員又は他の会の司法書士若しくは司法書士法人と共同して広告をするときは、第１項及び前項に定める事項は、会員のうち代表する者１名について表示すれば足りる。

（広告であることの表示）

第１０条　会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

（保存義務）

第１１条　広告をした会員は、次に掲げるものを当該広告が終了した時から３年間保存しなけれ

ばならない。

（１）広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録

（２）広告をした日時、媒体、場所、送付先等の広告方法に関する記録

（３）第４条第２号及び第３号の同意を証する書面

（違反行為の排除等）

第１２条　会長は、会則第１０３条に基づき必要があると認めたときは、広告をした会員に対し、必要な指示若しくは指導をし、又は前条の記録等の提出を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。この場合、会員は正当な事由がなければ調査を拒んではならない。

２　会長は、前項の調査において、会則第８７条に違反するおそれがあると認めるときは、会則第４９条に基づき綱紀調査委員会に調査をさせなければならない。

３　広告が第３条第１号に該当する疑いがあるときは、会長又は綱紀調査委員会は、広告をした会員に対して、広告内容が事実に合致していることを証明するよう求めることができる。

４　前項の場合において、広告をした会員が広告内容につき事実に合致していることを証明できなかったときは、会長又は綱紀調査委員会は、当該広告が第３条第１号に該当するものとみなすことができる。

５　本会は、広告に関して会則第１０４条による注意勧告を受けた会員がその措置に従わない場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、本会が注意勧告を行った事実及び理由の要旨並びに当該会員の弁明書を公表することができる。また、注意勧告の対象となった当該行為の中止又は排除が困難な場合も同様とする。

６　前項の場合において、会長は、当該会員に対し公表内容を事前に告知し、１週間以上の期間を定め弁明書提出の機会を与えなければならない。

７　会長は、他の司法書士会の所属司法書士についてこの規則違反の事由があると思料するときは、当該司法書士の所属司法書士会に対し、その旨を通知することができる。

（広告の運用指針）

第１３条　会長は、この規則の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針を定めることができる。

附　　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年５月２４日から施行する。

１　この規則は、平成２３年５月２８日から施行する。但し、第１２条第２項及び第３項中、「綱紀調査委員会」とあるは、改正司法書士会会則の認可の日（平成２４年１月１６日法務省民二第９９号認可）までは、「綱紀委員会」とする。

１　この規則は、平成２５年５月２６日から施行する。

１　この規則は、平成２６年５月３１日から施行する。

１　この規則の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第２９号）に伴う司法書士会会則の施行の日（令和２年８月１日）から効力を生ずる。